

- 経済活動のグローバル化やIT技術革新等に伴う企業活動の変化、知的財産制度を巡る国際的な環境変化等を踏まえつつ、「世界最高の知財立国」の実現に向けた各種施策を堅実に推進

I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

さらなるイノベーション促進に向けた知財環境整備

1. 審査の質向上に向けた取組

- 品質監査やユーザー評価調査の結果や、2015年3月に審査品質管理小委員会から受けた改善提言等に基づいて、外国特許文献調査の充実、審査基準の改訂、審査官間の知識共有・意見交換などの審査の質のより一層の向上に向けた取組を実施。

2. 特許の施策成果

- 任期付審査官約100名の確保をはじめとする審査体制の整備等により、権利化までの期間を短縮。(36か月以内の割合:80.9%(2012年12月)→99.6%(2015年12月))。
➤ 「特許・実用新案審査基準」等の全面改訂(2015年10月)。
➤ 特許権の早期安定化を可能とするため特許異議申立制度を開始(2015年4月)。

3. 意匠の施策成果

- 意匠の国際登録制度であるハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入し、同協定の発効とともに関係法令・審査基準が施行され、国際出願の受付を開始(2015年5月)。また、周知のための説明会を全国主要都市で開催。
➤ 画像意匠公報検索支援ツールの提供を開始(2015年10月)するとともに、画像を含む意匠の登録拡充に関する意匠審査基準改訂案をとりまとめ(今年4月施行予定)。

4. 商標の施策成果

- 新しいタイプの商標について、2015年末時点での出願件数は1,150件、登録件数は40件。
➤ 商標審査基準の全面改訂については、商標審査基準WGにおいて改訂案をとりまとめ、現在パブリックコメントを実施中。

5. 特許情報の普及・活用に向けた取組

- 2015年3月に特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、2015年8月に外国特許情報サービス(FOPISER)の提供をそれぞれ開始。
➤ 情報普及活用小委員会を設置(2015年7月)し、特許情報の普及・活用施策のあり方について検討。

6. 営業秘密の保護強化に向けた取組

- 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上等を図るため、不正競争防止法の改正及び「秘密情報の保護ハンドブック」の策定を実施。
➤ 「営業秘密・知財戦略相談窓口」(2015年2月設置)において、これまで、高度な知財戦略、営業秘密の管理手法や漏えい・流出等に関する200件以上の相談に対応。

7. 職務発明制度の見直し

- 平成27年通常国会で職務発明制度の見直しを含む改正特許法が成立したことを受け、発明の奨励を目的とした、使用者等と従業者等の調整の手續に関するガイドライン案の策定等、制度の実施に必要な措置を実施。

8. 特許料等の料金改定

- 利用者の負担を軽減し、特許権・商標権の活用を促進するため、特許料・商標登録料等を下げ。
➤ 国際出願の件数拡大を踏まえ、国際出願の調査手数料等を日本語及び外国語別の料金体系に改正。

9. 特許法条約、商標法シンガポール条約加入に向けた措置

- 両条約担保のため、平成27年法改正により手続期間を徒過した場合の救済規定等を導入。
➤ 期間徒過後の救済規定に係るガイドラインの明確化等を行い、パブリックコメントを実施中。

II. 地域中小企業等への知財支援

地域中小企業等の多様なニーズに応じた幅広い支援

1. 知財総合支援窓口の機能強化

- 知財総合支援窓口に、知財専門家(弁理士・弁護士)を週に1回以上配置。
➤ 職務発明規程の整備にかかる専門家の支援体制を整備する等窓口の機能強化を実施。

2. 海外展開支援

- 外国出願に要する費用の補助や、海外での模倣品対策費用(侵害調査、警告状作成、行政摘発等)の補助、海外知的財産プロデューサーによる支援を実施。
➤ 2015年度から、外国企業から権利侵害を指摘された場合の防衛(係争)費用の補助を導入するなど、権利化から侵害対策まで一気通貫で支援を実施。

3. 知財金融の促進

- 知財ビジネス評価書の作成支援や金融機関向けのマニュアル作成、シンポジウムの開催等を通じ、中小企業の知財に着目して、金融機関の融資を促進する取り組みを包括的に開始。

4. 技術文献等の調査支援

- 中小企業等にとって、技術的専門性が高く、また、費用負担が重い特許情報分析について、「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な支援を開始。

5. 巡回特許庁の実施

- 地域の出願人等制度ユーザーの利便性向上や知的財産権の未活用企業等への意識啓発を目的として、INPITと協力して「巡回特許庁」を大阪(2015年7月)、沖縄(2016年2月)及び愛知(予定)で開催し、出張面接審査や知財に関する個別相談対応等を実施。

III. 知財システムの国際化の推進

情報発信、国際調和、新興国支援等を通じたグローバル支援

1. 日本の強みを活かした知財環境の調和の推進

- 世界最大の出願件数を有する中国を含めた主要五庁の枠組みや欧米を中心とした先進国グループを通じて、審査制度・運用のルール形成を推進。
➤ 意匠分野においては、初の意匠五庁会合を開催(2015年12月)。
➤ 初の日中審判専門家会合を開催(2015年6月)。

2. 世界最速最高品質の審査結果の発信

- 日本の審査結果を発信し、他国で同様の権利を迅速に取得するため、特許審査ハイウェイの拡大や運用改善の検討を継続的に実施するとともに、国際調査・予備審査の管轄を拡大し、米国等で受理されたPCT出願について調査を開始。
➤ 米国とは、特許審査の協働調査(2015年8月開始)により、審査の質の向上を推進。
➤ 審査結果を発信するインフラとして、グローバルな出願・審査情報共有ネットワーク(グローバルDシエ)構築のための取組を推進。

3. 日本の知財システム浸透による知財環境底上げ

- 途上国・新興国における審査の迅速化・質の向上、マドリッドプロトコル(商標の国際登録制度)への加入・運用、知財人材の育成などを支援するため、審査官等の派遣・受入、国際研修指導教官の派遣やセミナー・ワークショップの開催等を通じて、我が国の審査手法等我が国の制度・運用の一層の浸透を図る。